

# 委員会審査報告書

本委員会に付託の議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

平成29年6月22日

三木市議会議長 穂積豊彦様

総務環境常任委員長 泉 雄太

記

## 1 議案及び審査結果

議案番号	付託事件名	審査結果
第28号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第30号議案	三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第32号議案	平成29年度三木市一般会計補正予算（第1号）中、関係部分	原案可決
第33号議案	工事請負変更契約の締結について	原案可決

## 2 審査経過

去る6月15日に本委員会を開催し、議案を審査した結果、第33号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決された。

なお、審査の過程において委員から、市内公民館に設置しているトレーニングマシン並びに電位治療器等の健康器具について、限られた公民館にしか設置されていないため、市民が公平に利用できるよう地域ごとに設置することを検討されるとともに、器具の安全性や利便性、費用対効果についても考慮されたい。

また、(仮称)三木市立総合体育館の維持管理経費については、オープン後のランニングコストの実績も精査しながら、例えば電気料金については各電力会社間で料金比較をした上で見直しを検討するなど、さらなる経費の節減に努められたい。

また、施設規模が大きく空調設備を稼働させても、館内が適温になるには

時間がかかることが予想されるため、利用者が快適に利用できるよう温度管理を適切に行われたい。

また、(仮称)三木市立総合体育館の工事請負契約の変更については、初期に工事の変更が見込まれていたにもかかわらず、金額が定まっていなかったため議会への説明が今までなされていなかったとのことだが、議会の意見を聞くまでもなく既に見直しが不可能な時期になってから説明されるのは、議会との信頼関係を損ねることになるので、このたびのような重要な案件については今後速やかに報告されたい等の意見、要望があった。